

茂 市 国 第 120 号
令 和 8 年 7 月 10 日

茂原市監査委員 風戸 博 恭 様
茂原市監査委員 岡澤 与志隆 様

茂原市長 市 原 淳

監査結果に対する措置通知書

地方自治法第199条第14項の規定により、監査の結果に基づき措置を講じたので、通知いたします。

(対 令和8年1月13日 付け茂監第70号)

市民部	国保年金課
監 査 結 果	
・国民健康保険制度については、加入者が安心して医療を受けられるよう支え合う助け合いの制度である。安定的な制度運営に向けては、加入者の年齢構成が高いことに伴う医療費の増加や国民健康保険税（以下：国保税）等の財源確保など課題を抱えている。このような現状を踏まえ、国民健康保険財政調整基金を活用しつつ、適正かつ公平な国保税の算定に努められたい。また、国民健康保険の広域化※については、全面移行に向け遺漏ない対応に努められたい。	
・外国籍の国民健康保険被保険者については、制度の趣旨や国保税の算定方法、納付方法について、英語版パンフレットなどを活用し、分かりやすい説明に努められたい。	
・後期高齢者医療制度の財源は被保険者からの保険料と公費で賄われている。また、医療費については、年齢が高いほど医療費水準が高いうえ、後期高齢者人口の増加に伴う一般会計の負担も増大傾向にあることから医療費抑制に向け取り組まれたい。	
※ 国民健康保険の広域化…市町村における国民健康保険の構造的な課題である被保険者の構成、財源基盤、保険者規模の格差などを解決するため、都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり、各市町村は都道府県と共通認識のもと一体となって財政運営や保険者としての事務を実施すること。	

措 置 内 容
・適切かつ公平な国民健康保険税の賦課のために、財政調整基金を有効に活用しながら、税率改正を行った。国民健康保険の広域化については、千葉県が示す方針及びスケジュールを踏まえ、県及び他自治体の動向を注視し対応していく。 ・日本語による意思疎通が困難な外国籍の方が来庁された際には、多くの場合、通訳が同行しているため、その方を通して説明を行っている。また、必要に応じて、英語版パンフレットの活用や語学堪能な職員の協力を得ている。 今後も、分かりやすい説明に努めていく。 ・健康診査又は短期人間ドックの受診が、疾病の予防や早期発見・治療へつながることから、受診率向上に向け取り組んでいる。健康診査については、広報もばら及び市公式ウェブサイトでの周知や対象者全員への受診券送付による受診勧奨に加え、令和7年度より受診勧奨ハガキの発送を新たに始めた。更に令和8年度は、集団健診実施にあたり、後期高齢者の方優先の日を設けて定員数を増やし、より受診しやすい体制を整えた。また、健康診査の結果を基に重症化予防訪問指導を行う保健事業と、フレイル（虚弱）予防の健康教育・健康相談を行う介護予防事業を切れ目なく一体的に実施することで、健康の保持増進に努めている。 今後も、関係機関と連携しながら事業の充実に努め、医療費の伸びの抑制に向け取り組んでいく。